

いの町住宅断熱改修補助金 Q&A

No.	質問	回答
A. 申請要件について		
1	申請者の資格を教えてください。	常時居住している所有者または改修後居住する所有予定者のいずれかに該当する個人の方だけ申請可能です。 詳細は「交付申請の手引き」に記載されている申請要件をご確認ください。
2	買取転売業者なのですが、申請することは可能でしょうか？	買取転売業者は申請できません。
3	現在、居住していない住宅は対象になりますか？	現在居住していなくても、専用住居で居住予定があれば対象になります。
4	親の住宅を相続し入居することになりました。入居前にリフォームするのですが、本制度の補助対象となりますか？	相続を受ける方が完了実績報告時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出できる場合は申請可能です。
5	二世帯住宅は「戸建住宅」として申請して良いですか？	内部で行き来ができる建物に限り、戸建て住宅として申請することができます。
6	申請する建物の所有者が複数名存在する場合は、どのように申請したら良いですか？	申請する建物の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請してください。 その場合は、同意書をご提出ください。（任意様式）
7	戸建住宅で、個人が複数の住宅を所有している場合、常時居住する住宅と、賃貸に出している物件の両方の申請は認められますか？	常時居住する専用住宅のみ申請可能です。 賃貸物件は補助対象外です。
8	設計者・施工者について事業者登録制度がありますか？	事業者登録制度はありません。
B. 申請手続きについて		
9	事業要件を教えてください。	主な要件は次の通りです。 （１）既存住宅の改修において、（公財）北海道環境財団が「補助対象製品一覧」にて公表した高性能建材（窓・断熱材）を導入すること（玄関ドアは除く。）。 ※（公財）北海道環境財団の専用ページ（https://ekes.jp）の「補助対象製品一覧」よりご確認ください。  （２）部位別の補助対象製品の必要な性能値（玄関ドアを含む。）及び表イ「エネルギー計算結果早見表」の要件を満たすこと。ただし、地域区分７において組合せ番号１２を実施する場合は、当該居室の空調設備について、交付要綱別表第１の表エ「エネルギー消費効率の区分」のうち（い）に該当するエアコンを設置すること。 そのほか、改修要件がありますので、詳細については「交付申請の手引き」をご確認ください。

いの町住宅断熱改修補助金 Q&A

No.	質問	回答
10	事業の流れを教えてください。	必要書類を整えて提出窓口まで提出してください。 審査終了後に申請者へ「補助金交付決定通知書」をお送りしますので、「補助金交付決定通知書」の到着を確認してから、補助事業に係る一連の契約・工事に取り掛かってください。 その後、補助事業に係る工事の施行及び支払いが完了した時点で速やかに「完了実績報告書」をご提出いただきます。当該報告について所要の審査を行い、問題がないことを確認したうえで、「補助金額確定通知書」を発行します。 詳細については「交付申請の手引き」をご確認ください。
11	「補助対象経費」は具体的にどのようなものになりますか？	【補助対象経費】 ※補助事業の実施に必要な建築材料の購入経費及び必要な工事に要する経費 ●(公財)北海道環境財団HPで公表されている補助対象製品の購入費 ●補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ●補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材 ●補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費（場内集積まで） ●補助対象経費を算出するための実測費
12	補助単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目を教えてください。	【補助対象外経費】 ●養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ●給排水、電気等の設備工事及び設備機器等の購入費用 ●クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ●諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費
13	窓とガラスの施工面積は、どのように算出すればよいですか？	窓はメーカーカタログ等に記載されている窓（サッシ）の幅（W）と高さ（H）を乗じたもので算出してください。 ガラスは実寸にて算出してください。
14	交付決定前に解体工事だけでも良いですか？	解体工事の一連の工事となりますので交付決定前には行わないでください。
15	交付決定以降に工事内容を変更しても良いですか？	やむを得ず変更する可能性が生じた場合には、必ず事前にその内容を交付申請窓口へご相談ください。
16	補助対象製品を購入し、申請者自身に取り付けを行う場合、どのようにになりますか？	補助対象製品を購入し、申請者自身に取り付けを行う場合でも、申請添付書類は原則変わりませんが、一部書類は変更になります。 例えば、事業者からの「工事見積書の写し」の代わりに、販売店からの「見積書の写し」等を提出いただくことになります。

いの町住宅断熱改修補助金 Q&A

No.	質問	回答
17	完了実績報告書提出の際に必要な「領収書」が発行できない場合、他の書類でも代用は可能ですか？	領収書が発行できない場合は、支払いの実績が確認できる「振込先（元請業者等）が発行する経理書類」や「金融機関発行の振込証明書」等を提出してください。 ただし、以下の情報が明記されている書類であることを確認してください。 ・発行日（交付決定通知書の日付以降であること） ・発行者 ・振込者名（補助事業者名であること） ・振込先名（金融機関発行の証明書の場合のみ） ・領収又は振込金額（補助対象経費が含まれていること） ※ネットバンキング等の振り込み明細画面を印刷した物だけでは不可とします。
C. 補助対象商品について		
18	製品が登録されているかどうかは、どのように確認をしたら良いですか？	(公財)北海道環境財団の専用ページ (https://ekes.jp) の「補助対象製品一覧」よりご確認ください。 ※補助対象となる製品は、未使用品とします。 
19	勝手口ドアやテラスドアも改修したいのですが補助対象製品はどのように選択したら良いですか？	「補助対象製品一覧」の検索結果で表示される「製品名」に、テラスドア、勝手口ドアの名称があるものを使用してください。なお、採風タイプは「製品名」に明記されていない場合、使用できませんので注意してください。
20	質問9 回答（2）に関して、地域区分7において組合せ番号12を実施する場合の要件となっているエアコンは補助対象ですか？	補助対象外です。
21	質問9 回答（2）に関して、地域区分7において組合せ番号12を実施する場合の要件となっているエアコンについて、該当居室に既に区分（い）のエアコンを設置している場合は、要件を満たしていると考えて良いですか？	要件を満たしていると考えて良いです。 申請時に、設置しているエアコンの型番及び区分が分かるものを提出してください。
D. その他		
22	他の補助金との併用はできますか？	同一の補助対象工事に対して、重複して他の補助制度から補助を受けることはできません。 また、本補助金においては、同時期に行う別の改修工事の補助金について、見積書又は契約書等で、補助対象経費が明確に分けられている場合は併用可能ですが、併用しようとしている補助金の方も併用可能かどうかは必ず確認してください。

いの町住宅断熱改修補助金 Q&A		
No.	質問	回答
23	手引き、Q&A等から判断がつかない疑問点については、どうすればよいですか。	手引き、Q&A等から判断がつかない内容については、本補助金実施年度における最新の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（環境省実施事業）の記載内容を参考とし、個別に判断します。